

大阪府農業経営基盤強化促進基本方針の変更について(概要)

【基盤法の目的】 効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を育成し、その経営基盤の強化等により農業の健全な発展に寄与

＜農業経営基盤強化促進基本方針＞

- 法に基づき、都道府県が概ね10年後の農業の姿を見据えて策定、概ね5年ごとに見直し
- 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標や、経営改善に取り組む者への支援等を記載

主な変更項目と内容

育成すべき効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

担い手への経営発展につながる支援策の活用対象を拡大するため、経営計画の所得目標を見直し

- 効率的かつ安定的な農業経営 (変更後) 年間農業所得550万円以上 ← (変更前) 同600万円以上
- 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営 (変更後) 同220万円 ← (変更前) 250万円

※いずれも主たる従事者1人あたり

効率的かつ安定的な農業経営のモデル

担い手の経営安定化につながる品目等に絞り込み

- (変更後) 収益性等が期待できる13モデル ← (変更前) 45モデル

担い手が利用する農用地の集積目標

集積率の対象を将来に渡って農業利用される農地面積に変更

- (変更後) 地域計画※策定区域及び生産緑地の面積に対して40% ← (変更前) 府耕地面積に対して25%

※農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の農業者や関係機関の話し合いにより将来の農地利用の姿を明確にする計画